

## せん定枝処理機の使用に当たっての遵守事項（エンジン式）

- 1 ゴーグル、手袋を必ず身に着けてから、せん定枝処理機（以下「処理機」という。）を使用すること。（巻き込みの恐れがあるので、軍手は使用しないこと。）
- 2 処理機を取り扱う場合は、事前に取扱説明書を全て読んで操作方法等を十分に理解するとともに、運転操作の練習を行い、操作に習熟した上で正しく作業を行うこと。
- 3 車両への積載など移動作業や処理作業は**大人2人以上**で行うこと。
- 4 処理しようとするせん定枝は、市内の家庭や自治会等の団体が管理する敷地内から発生するものに限る。事業所等から発生するものや、事業として請け負ったものの処理に使用しないこと。
- 5 本処理機は樹木材用であり、投入できる木の太さは、最大直径で**70mm**までとする。それ以外の金属類や異物（釘・針金・金属片・ロープ・ひも・土・砂・石・セメント・ビンなど）は粉碎前に取り除き、絶対に投入しないこと。
- 6 処理機を使用する際は、騒音の防止、せん定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮すること。
- 7 作業中は、**処理機の前後に立たないこと**。枝を入れるときは、処理機の横に立って投入すること。枝が詰まったときは、取扱説明書の手順に沿って枝を取り出すこと。
- 8 処理したせん定枝は、雑草の防止材等として有効活用し、市のごみ収集には出さないこと。
- 9 処理機を第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- 10 使用者が処理機を使用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合は、自己の責任においてこれを解決すること。
- 11 使用者は、処理機の全部若しくは一部を破損したときは、自己責任にてこれを修理し、又はその損害を賠償すること。
- 12 返却時は、燃料タンク内の燃料を満タンにして返却すること。
- 13 処理機に故障等の異常がある場合は、すぐに使用を中止し、生活環境課に報告し、その指示に従うこと。

以上の遵守事項に同意します。 署名\_\_\_\_\_

※遵守事項への「署名」は、申請者本人が手書きで記入してください。

申請者本人が記入できない場合は、代理人が記入してください。

（連絡先）

小矢部市生活環境課

電話 0766-67-1760